

# 抗議声明

## 成年被後見人選挙権に関する訴訟判決への 政府控訴に強く抗議します！

2013年3月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人は選挙権を有しないとする公職選挙法第11条第1項第1号の規定（以下「本規定」）が、日本国憲法第15条第1項、第3項、及び第43条第1項等の規定に違反し無効であるとして、成年被後見人の選挙権を認める判決（以下、「本判決」）を言い渡しました。

本判決は、成年被後見人も、我が国の主権者たる「国民」であり、本来選挙権を行使すべき存在であることを認め、成年被後見人の選挙権を制限することは憲法に違反するとの判断を下したきわめて妥当な判決です。本協会は、3月25日に会長声明を公表し、政府が控訴を断念することを強く要望しました。

原告、弁護士、障害者関係団体をはじめ、多くの国民が同判決を評価し、控訴断念と公職選挙法の早期改正を訴えております。また、与野党を超えて議員が本件問題を控訴せず早期に改正させることを目指す動きも報道されておりました。

しかしながら、政府はそのような国民の声を無視し、また、国会の責任についても放置したまま、公職選挙法の制度改正には時間を要し、選挙事務に混乱が生じかねないという単に手続き上の問題を理由に、3月27日、東京高等裁判所へ控訴を行いました。当事者である成年被後見人の心情、人権を無視した、時間稼ぎに過ぎないこの控訴理由は到底納得できるものではありません。

本協会は、今回の政府の控訴に対して、強く抗議します。

控訴審で審理継続となれば、今後の地方選挙および参議院選挙においては違憲状態のまま選挙実施がなされることとなります。障害等により成年後見制度の利用が必要であっても、法廷での原告の発言にあったように「選挙に行きたい」という希望は、主権者としての尊厳と権利の遂行であり、奪われた権利を回復させる責任が政府にはあります。

政府が一日も早く控訴を取り下げ、公職選挙法の本規定を削除する法改正を行うよう、改めて要請します。

2013年3月28日  
社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 柏木一恵